

# ◆ ◆ 自転車の違反が厳罰化！◆ ◆

## 自転車の運転中における携帯電話使用等について

- ①（主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合）  
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ②（上記以外で、手で携帯電話等を保持して、通話や表示された画像を注视した場合）6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

## 自転車の酒気帯び運転について

運転者、車両提供者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

同乗者、酒類提供者：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

（改正道路交通法：11月1日施行予定）

交通安全推進協議会の皆さんも、自転車利用時は自転車乗用車用ヘルメットを積極的に着用して県民の模範となりましょう。



## 愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体名

愛知県	愛知県公立幼稚園・こども園長会
各市町村	愛知県私立幼稚園連盟
愛知県警察本部	愛知県社会教育委員連絡協議会
中部管区行政評議会	愛知県小学校PTA連絡協議会
名古屋地方検察庁	愛知県公立高等學校PTA連絡協議会
名古屋法務局	愛知県私立保育園連盟
名古屋保健所	愛知県等級学校各種学校連合会
中部運輸局	各市町村教育委員会
中部運輸局愛知運輸支局	名古屋市教育委員会
愛知労働局	名古屋市立小中学校長会
中京労働局	名古屋市立高等学校長会
中部地方整備局名古屋国道事務所	名古屋市立幼稚園長会
中日本高速道路株式会社	名古屋市立小中学校PTA協議会
名古屋高速道路公社	愛知県自動車会議所
愛知県交通安全協会	愛知県トック協会
愛知県安全運転管理協議会	愛知県タクシー協会
愛知県社会福祉協議会	愛知県バス協会
愛知県公民館連合会	愛知県バス運送協同組合
愛知県老人クラブ連合会	愛知県自家用自動車協会
愛知県青少年団体連絡協議会	J A F 愛知支部
日本ボイスカウト愛知連盟	愛知県自動車整備振興会
愛知県青年団協議会	愛知県自動車販売店協会
日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会	愛知県軽自動車協会
愛知県人権擁護委員連合会	愛知県中古自動車販売協会
愛知県女性団体連盟	愛知県自動車用品販売協会
愛知県抱城婦人団体連絡協議会	中部自動車リース協会
愛知県子どもと会議連絡協議会	愛知県レンタカー協会
愛知県青少年育成県民会議	日本自動車連盟協会
愛知県歯師会	中部地区自動車管理業協会
愛知県保護司会連合会	愛知県道路標識・標準規格協会
名古屋人権擁護委員協議会	自動車事故対策機構名古屋主管支所
愛知県弁護士会	軽自動車検査協会愛知主管事務所
名古屋青年会議所	自動車交通安全センター愛知県事務所
名古屋市地域女性団体連絡協議会	愛知県交通安全運輸産業労働組合協議会
名古屋市政策委員会議員連合会	日本労働組合連合会愛知県連合会
愛知県交通安全母の会	愛知県自動車セーフティ技術組合
愛知県教育委員会	愛知県オートバイ事業協同組合
愛知県小中学校長会	愛知県石油商業組合
愛知県公立高等学校長会	愛知県指定自動車教習所協会
愛知県私学協会	愛知県サイクリング協会
愛知県私立大学協会	愛知県ウォーキング協会
愛知県私立短期大学協会	愛知県名古屋市道路利用者会議

【合計 270 実施機関・団体 2024 年 7 月 23 日現在】

## ライト・オン運動

運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や  
対向車に自車の存在をいち早く知らせる取組  
◎点灯時刻の目安（日没時刻の概ね1時間前）  
9月…17:00 10月…16:30  
11月…16:00 12月…16:00  
※雨天・曇天の境界不良時は原則でも点灯



事務局 愛知県防災安全局県民安全課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

T E L 052-954-6177 (フリーダイレイン)

F A X 052-954-6910

E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

2024 年

# 秋の全国交通安全運動 実施要綱

## 期間

2024年9月21日（土）から9月30日（月）までの10日間

※「県内一斉大監視」9月26日（木）午後4時から午後6時の間

※「交通事故死ゼロを目指す日」9月30日（月）

## 目的

秋は、日の入り時間が急激に早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と、仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故の危険性が高まります。

特に、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多いほか、歩行中や自転車乗車中の交通事故による死者数のうち、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっています。また、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側の法令違反が原因となるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、次の運動重点に沿った秋の全国交通安全運動を県民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図ります。

## 運動重点

- 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## スローガン

ストップ・ザ  
交通事故  
高めようモラル  
守ろうルール

## サブスローガン

実践しよう 交通安全スリーS運動



交通安全スリーS運動

### Stop (ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

### Slow (スロー)

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

### Smart (スマート)

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転



愛知県交通安全推進協議会

## 『運動の進め方と取組内容』

愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進する。

### ◎2024年広報重点

- 運転者へ **一瞬の よそ見一生 駄目にする**
- 歩行者へ **横断中 スマホ見るより まわり見て**
- 自転車利用者へ **ヘルメット かぶって守ろう 命とルール**

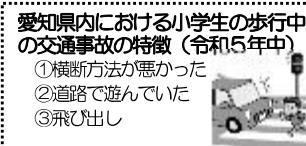


### ◎取組内容

#### 運動重点1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

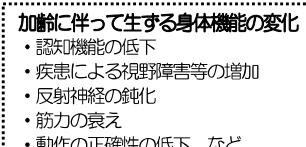
##### (1) 歩行者の交通事故防止対策

- 全ての年齢層を対象とした**反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の服装**等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。
- 通学路、未就学児を中心とした日常的な移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 「ゾーン30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進するとともに通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。  
※「ゾーン30 プラス」…最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域
- 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等を推進する。



##### (2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

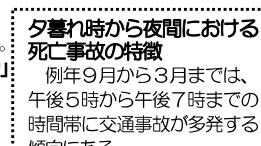
- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性を周知する。
- 自らの安全を守るために交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認し、横断歩道手前で止まったドライバーに会釈をするなど感謝を伝える**「ハンド・アップ運動」**の実践等を促す取組を推進する。
- 歩行中幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等を推進する。
- 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者等から幼児・児童（小学生）への教育を促す取組を推進する。
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。



#### 運動重点2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

##### (1) 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

- 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等を推進する。
- 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯をする**「ライト・オン運動」**を促す取組を推進するとともに、自動車運転者においては、夜間の対向車や先行車がない状況における**ハイビームの活用**を促す取組を推進する。
- 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組を推進する。



##### (2) 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策

- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。
- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を促す取組など、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した**「交通安全スリーS運動」**の実践を促進する。
- 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発を推進する。

### (3) 飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、「**飲酒運転四（し）ない運動**」を徹底する。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や**「ハンドルキーパー運動」**の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。
- 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組を推進する。



### 「飲酒運転四（し）ない運動！」

- ◆運転するなら酒を飲まない。
- ◆酒を飲んだら運転しない。
- ◆運転する人に酒をすすめない。
- ◆酒を飲んだ人に運転させない。

### (4) 妨害運転等の防止対策

- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を推進する。
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。



### (5) 高齢運転者の交通事故防止対策

- 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発と**サポートカー一定限免許制度**に関する広報啓発を推進する。
- 運転に不安のある高齢運転者等に対する**安全運転相談窓口（#8080）**の積極的な周知に加え、**運転免許証の自主返納制度**及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により**自主返納**を促す取組を推進する。



### (6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 「**カチッと100！**」を合言葉に、全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進する。
- 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を推進する。

### (7) 二輪車の交通事故防止対策

- 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあご紐は緩めなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発を推進する。

#### 運動重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

##### (1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及び被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- 夕暮れ時の早めの灯火点灯と**自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付け**を促す取組を推進する。
- 幼児同乗自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組を推進する。
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組を推進する。

##### (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマートフォン及び酒気帯び運転の禁止の厳格化）の周知

- 「**自転車安全利用五則**」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- スマートフォン等使用時や歩行者等との片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導を徹底する。
- 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等を推進する。
- 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定について周知する。

##### (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組を推進する。
- 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する広報啓発を推進する。